

多治見市役所本庁舎跡地等利用検討市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎移転後の跡地等の利用の手法及び計画について意見交換を行い、跡地等の利用案やその基本構想等について検討を行うため、多治見市役所本庁舎跡地等利用検討市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民委員会は、次に掲げる事項について審議し、必要な意見を市長に述べるものとする。

- (1) 本庁舎の跡地等利用案に関すること。
- (2) 本庁舎の跡地等利用基本構想に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 市民委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会代表
- (2) まちづくり・にぎわい創出に関し識見を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募市民

(任期)

第4条 委員の任期は、多治見市役所本庁舎跡地等利用基本構想の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、市民委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総務部総務課新庁舎建設推進室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、市民委員会に諮って委員長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。